

知っとく! なっ得!



町の税金あれこれ

第3回

今月は、**軽自動車税**についてご説明します。

軽自動車税(種別割)とは

軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車に対する税金です。毎年4月1日時点での所有者に課税されます。税率については町ホームページをご覧ください。

※トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、道路を走行しない車両でも、申告してナンバープレートの交付を受ける必要があります。ナンバープレートのない車両を所有している場合は、速やかに申告をお願いします。

減免について

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方(同一生計者含む)は、申請により減免を受けられる場合があります。詳細は町民税務課にお問合せください。なお、減免が受けられる車両は普通自動車、軽自動車併せて一台のみとなります。

名義変更・廃車・譲渡などの手続き

所有していた軽自動車などを名義変更、廃車、譲渡した場合は、町や運輸支局、軽自動車検査協会で行う手続きをしなければなりません。手続きをされなかった方からの「もう所有していないのに納税通知書が届いた」などの問合せが増えています。車種によって手続き場所、必要なものが異なります。あらかじめ各手続き場所へ電話確認をして手続きをしてください。第三者(車両販売店など)に依頼した場合は、手続きが完了しているか確認をお願いします。令和3年3月末までに手続きをしなかった場合、令和3年度軽自動車税の課税対象となります。手続きが必要な方で、まだお済みでない場合は、速やかに手続きをお願いします。

車種	手続き場所	持参するもの	
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕作業車も含む)	南越前町役場 町民税務課 南越前町東大道 29-1 Tel 0778-47-8014	登録	印鑑(所有者、使用者のもの) 自賠責保険証明書
		廃車	ナンバープレート 印鑑(所有者、使用者のもの)
		名義変更	新旧所有者の印鑑 新旧使用者の印鑑 自賠責保険証明書 譲渡証明書または廃車証明書
二輪の軽自動車 (125cc超 250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	中部運輸局福井運輸支局 福井市西谷1丁目 1402 Tel 050-5540-2057	各手続き場所にお問合せください。	
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会福井事務所 福井市浅水町 138-11-3 Tel 050-3816-1774		

- 自賠責保険は、原動機付自転車を含む全ての自動車の保有者に対し、自動車1台ごとに加入が義務付けられています。自賠責保険に加入せずに自動車および原動機付自転車を運転すると、30万円以下の罰金が課せられます。

■問合せ 町民税務課 軽自動車税係 Tel 0778-47-8014